

北部大阪都市計画地区計画の変更（吹田市決定）

都市計画千里丘北地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		千里丘北地区地区計画
位 置		吹田市千里丘北地内
面 積		約 12.2 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、吹田市北東部に位置し、緑豊かな丘陵の斜面地で、企業施設跡地が宅地造成されることに伴い、計画的な市街地の形成が求められる地区である。</p> <p>本地区の目標としては、住宅、利便施設等、公共公益施設の立地する地区及び既存の緑地等を保全する地区として良好な住環境の形成を図ることとする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、良好な住環境の形成を図るため、地区を区分し、以下の方針のもとに適正な土地利用を図る。</p> <p>1 A地区 緑豊かな地区として、まとまった緑地など豊富な地域資源の維持・保全を図る。</p> <p>2 B地区 公共公益施設の立地する地区として、市街地環境の形成を図る。</p> <p>3 C地区 中高層住宅等が立地する地区として、良好な住環境の形成を図る。</p> <p>4 D地区 利便施設等が立地する地区として、周辺の住環境に配慮し、土地の合理的かつ健全な有効利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内及び周辺への良好な歩行者動線を確保することにより、安全で安心な魅力ある歩行者空間の形成を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な住宅地を創出するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。あわせて、敷地内緑化に努め、良好なまちなみの形成を図る。</p>